

～ 浄化槽使用に関し変更等を行いたいときは ～

☆ 届け出が必要です！ご連絡ください ☆

「管理者または使用者が変わる」、契約している「浄化槽保守点検業者が変わる」、あるいは公共下水道への切替等により「浄化槽を廃止する」場合は、「**届け出**」が必要です。期限もありますので、まず、**下水道調整課**までご連絡をお願いします！

届け出について

◎ 管理者や使用者、浄化槽の保守点検業者等が変更になる

(浄化槽法第 10 条の 2 第 2 項、第 3 項 仙台市浄化槽指導要綱第 10 条第 1 項)

「**浄化槽届出事項変更届**(様式第 6 号)」を

変更の日から 30 日以内に提出してください

◎ 浄化槽を廃止する

(浄化槽法第 11 条の 3)

「**浄化槽使用廃止届出書**(様式第 1 号)」を

廃止の日から 30 日以内に提出してください (罰則あり)

※ 「浄化槽の使用を休止したい」、「浄化槽の使用を再開したい」

場合も、お問い合わせください

◎ **変更や廃止**の様式は、仙台市のホームページ <https://www.city.sendai.jp/>

[ホーム](#) > [申請書ダウンロード・電子申請](#) > [申請書・届出書様式のダウンロードサービス](#) >
[下水道](#) > [浄化槽](#) > [浄化槽使用に関する変更や廃止の届出](#) よりダウンロードできます

必要事項を記入の上、当課へご提出頂きますようお願いいたします

【ご不明な点などお問い合わせください】

仙台市建設局 下水道管理部 下水道調整課 施設係 (本庁舎 5 階)

電話：022-214-8233 F A X：022-214-8273